

○規約関係

①大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約

②大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会運営要綱

③大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会傍聴要領

○大阪コスモスクエア駅周辺都市再生安全確保計画(現行)

(平成26年8月6日作成)

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、大阪コスモスクエア駅周辺地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画及び法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画の作成並びにこれらの計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 大阪府知事
- 三 大阪市長
- 四 法第十九条第二項の規定に基づき、前三号に掲げる者が協議して加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、法第十九条第七項の規定に基づき、第三条に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

(会議の議長)

第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第七条 会議は、議長が召集する。

- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第八条 議長は、議事を総理する。

- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は会議の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
 - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
 - 二 大阪府知事
 - 三 大阪市長
 - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、前三号に掲げる者が協議して加える

こととした者

- 五 前号に掲げる者のほか、当該区域又は事項に関連のある者として、第一号から第三号までに掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
 - 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
 - 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
 - 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
 - 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
 - 9 部会長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
 - 10 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
 - 11 議長は、部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

(幹事会)

- 第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整を行うため、別に定めるところにより、会議、又は部会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

- 第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。
- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
 - 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

- 第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。
- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議の基本方針)

第二条 会議・部会は公開とし、会議・部会の開催に必要な事項は別途定める。

2 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに、会議資料、会議要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

附則

この要綱は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会傍聴要領

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第二条 傍聴を定める定員は 10 名とする。ただし、議長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第三条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第四条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長及び部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 全各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第五条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長又は部会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

大阪コスモスクエア駅周辺地域 都市再生安全確保計画

平成26年 8月 6日

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

1. 大阪コスモスクエア駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1 都市再生安全確保計画の意義・目標

1-1-1 意義

- 大阪の主要拠点の一つであるコスモスクエア駅周辺地域は、特定都市再生緊急整備地域の指定はもとより、関西イノベーション国際戦略総合特区の指定も受け、国際競争力のある成長拠点の形成を目指している。
- 当地域は、企業や商業施設が立地するとともに、MICE機能を有しており、平日は従業員が多い一方で、休日には来訪者でにぎわう。
- また、当地域は、臨海部に位置する人工島の一部地域であり、災害時における交通インフラの寸断による孤立化の可能性があるため、その対策が求められる一方で、地盤が高く（OP+5.2m以上）、津波への強さを有している。
- 今後、より一層の企業の集積及び国際競争力のある拠点形成など地域の活性化を図るためには、地震や津波等の大規模災害に対して「安全・安心なまち」としての確立が必要不可欠である。
- このような状況を踏まえて、公民連携により滞在者（従業員や来訪者等）の安全を確保することで、地域として安心して企業が事業できる環境、人が来訪できる環境を整える必要がある。

1-1-2 目標

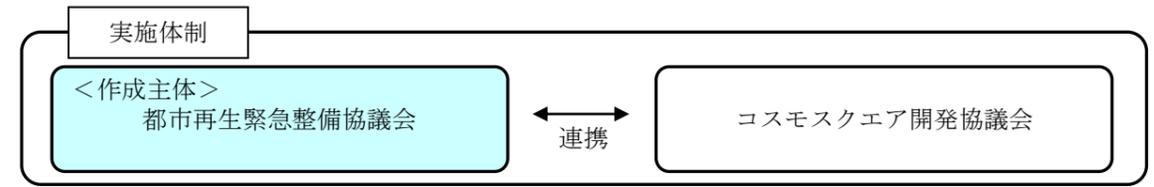
- 行政の支援や交通機能の復旧までの間、地域で耐えることができる体制（共助体制）を整備し、立地企業の事業継続性の確保につながるよう、「人的・経済的被害の抑制」を目標とする。
- 地域内の企業が無理なく取り組める対策から始め、地域内での相互連携を進めるとともに、定期的な検証・見直しにより計画内容の充実を図る。



図 大阪コスモスクエア駅周辺地域（対象エリア）

1-2 都市再生安全確保計画の作成および実施体制

- 都市再生安全確保計画の作成は、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会が主体となって行う。計画の検討・実施については、コスモスクエア開発協議会との連携を図る。



1-3 想定する災害と対策

1-3-1 想定する災害

上町断層帯地震（直下型）	東南海・南海地震（海溝型）	南海トラフ巨大地震（海溝型）
・発生確率※ 2～3% ・震度5強～6弱	・発生確率※ 70%・60% ・震度5弱～6弱 ・長周期地震動 ・津波については、浸水なし	・発生確率（頻度は極めて低い） ・震度6弱 ・長周期地震動 ・津波については、岸壁付近を除き浸水なし
（参考）住之江区ライフライン被害		
停電率：55.8% ガス停止率：80.5%（市域） 通信不通率：13.5% 断水率：83.5%（市域） 下水被害率：- %	停電率：0.6% ガス停止率：0.0%（市域） 通信不通率：0.0% 断水率：10.5%（市域） 下水被害率：- %	停電率：- % ガス停止率：- % 通信不通率：- % 断水率：- % 下水被害率：- %

※発生確率：今後30年以内に発生する確率

1-3-2 災害時に発生する事象と対策の方向性

- 津波による浸水や揺れによる建築物の倒壊の恐れは低いものの、ライフライン・交通が一時的に利用できなくなり、地域的に孤立化する可能性がある。
- 少なくとも状況が確認できるまでは、当地域内に1日1晩留まることのできる環境整備を、当面の目標とする。
- 当地域内で留まるにあたっては、まずは、各建築物で滞在者等が留まることができ空間確保（風雨をしのげる空間確保で、備蓄は別途検討）と地域の体制整備を行う。
- 当地区の滞在者については、平日は従業員が中心で、休日は来訪者が中心となり、滞在者の特性が異なるので、平日と休日のそれぞれ対応できる環境を整える。
- 業務系施設は、主に従業員を自社内に留まらせることに取り組むこととし、集客系施設は、主に来訪者を施設内に留まらせる退避誘導の体制整備に取り組み、公民で相互連携を図る。

（ピーク時の想定滞在者数）

滞在者	平日		休日	
	15,500人	従業員 13,000人 来訪者 2,500人	42,000人	従業員 2,000人 来訪者 40,000人

1-3-2-1 一時退避スペース（敷地内の空地等）に係る検証

- 全ての滞在者が建物外に一時退避する場合、一時退避者は休日（大規模イベント開催時）で約42,000人（平日で約15,500人）となるが、屋外の空地は98,700㎡程度は見込まれることから、1㎡/人（大阪市地域防災計画における一時避難所の滞在密度の基準）を満たす一時退避スペース（屋外の空地）は確保されている。

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

- ・組織に属する従業者が約 13,000 人（休日で約 2,000 人）であり、従業者が建物内での一時滞在中に必要な面積は 20,800 m²（1.6 m²/人：大阪市地域防災計画における一時避難所の滞在密度の基準）であるが、業務系施設で滞在利用可能なスペースは約 270,000 m²程度は見込まれ、それぞれが所属する組織の屋内空間で一時滞在できる空間を有する。
- ・休日における組織に属さない来訪者は約 40,000 人（平日で約 2,500 人）となり、64,000 m²（1.6 m²/人）必要であるが、訪問先の建物（各企業の建物及びATC、インテックス大阪など）における屋内空間（会議室、ホール、共用部など）は少なくとも約 105,000 m²あり、一時滞在できる空間を有する。

1-3-2-3 防災備蓄物資に係る検証

- ・1晩とどまるためには休日でも 42,000 食（来訪者：40,000 食）の備蓄が必要となり、従業員等用（3 日分）の備蓄は有している企業もあるが、来訪者用の備蓄を有しているものは一部にとどまる。
- ・コスト・維持管理の課題があるため、まずは、各企業の備蓄、エリア内の食料品売場やコンビニ、飲食店等における食材・物資等のストックでの対応についての検討が必要である。

2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

2-1 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号関係）

- ・災害発生時には、滞在者等を各建築物に留める方針に基づき、各建物管理者は、従業者や来訪者などを施設内にとどめる。
- ・特に従業者に比べて、来訪者が多い施設は、人の混乱などを抑える対策が必要であるため、必要に応じて、屋内の空間を退避施設として位置づけていく。
- ・また、けが人などに対応できる環境を整える必要があるため、森ノ宮医療大学は退避施設として位置づける。
- ・最先端低体温研究施設計画（計画）については、けが人などに対応できる環境を整えるため退避施設として位置づけるだけでなく、飲料水の提供も行う。

表 法第 19 条の 13 第 2 項第二号及び第三号に係る計画

都市再生安全確保施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
①	ATC 屋内通路・アトリウム	退避施設	ATC(株)	ATC(株)	退避施設の整備等	H26～	ATC(株)	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～
②	森ノ宮医療大学	退避施設	森ノ宮医療学園	森ノ宮医療学園	退避施設の整備等	H26～	森ノ宮医療学園	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～
③	最先端低体温研究施設（計画） 【退避施設 1,198 m ² 】	退避施設	桂輝会	桂輝会	退避施設の整備等	H28～	桂輝会	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H28～
④	インテックス大阪	退避施設	大阪市	インテックス大阪運営共同事業体	退避施設の整備等	H26～	インテックス大阪運営共同事業体	清掃、障害物の撤去、照明等設備のメンテナンス	H26～

2-2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第 19 条の 13 第 2 項第四号関係）

建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第 19 条の 13 第 2 項第五号関係）

以下の内容について、コスモスクエア開発協議会と連携し、内容の充実を順次図る。

2-3-1 事務の実施体制

- ・災害発生から交通機能回復までの応急対応活動を地域で担う組織として、災害対策本部、救護班を組織し、各施設管理者の連携により事務を実施する体制の整備を図る。

2-3-2 災害時に実施する事務の内容

各施設管理者、災害対策本部、救護班に関する次の事務内容について検討する。

(各施設管理者)

- ・各建物の安全性の確認
- ・滞在者の確保
- ・被災状況の整理

(災害対策本部)

- ・各施設の被災状況の集約
- ・各施設への災害情報の提供
- ・行政等との情報交換

(救護班)

- ・地区内のけが人の収容及び救護
- ・各施設への救護派遣

2-3-3 その他滞在者等の安全の確保のために実施する事業

- ・コスモスクエア内部及び咲洲から内陸部へのバスなどの鉄道の代替交通手段について地域独自の確保を検討する。

2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第 19 条の 13 第 2 項第六号関係）

- ・地域の体制整備
- ・情報共有、退避施設（大規模集客施設等）の運用などの対策マニュアル整備
- ・施設管理者が連携した防災訓練（図上訓練など）等の実施
- ・日常からの退避場所の施設管理

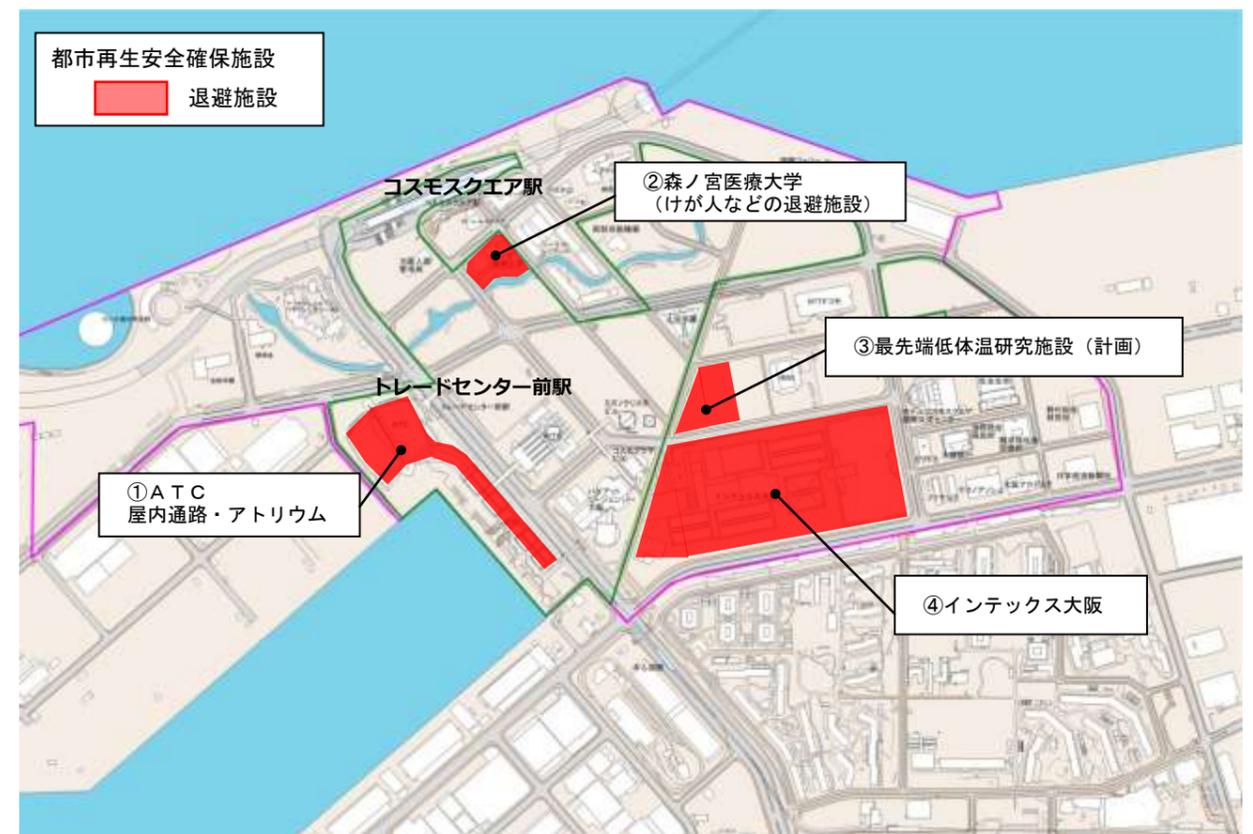


図 大阪コスモスクエア駅周辺地域 都市再生安全確保計画図